

地域水ネットワーク再生事業 (平成20年度～平成24年度)	事業主体 用水施設整備等：県、市町村、土地改良区等 情報分析：県、市町村、土地改良区、民間団体等	所管課班 農村振興課 農村整備課	広域水利調整班 水利施設保全班
---	---	-------------------------------	---------------------------

趣 旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畠地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

採 択 要 件

1. 用水施設整備等事業

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること。
 - イ 取得・再生される用水の通水施設が農村振興局長が別に定める基準を満たす農業水利施設であること。
- (2) (1)に定めるところのほか、環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件のうちア及びイを、消流雪用水を取得する場合にあっては、ア及びウを満たすものとする。
 - ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。
 - イ 事業計画区域が、田園環境整備マスターplan（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。
 - ウ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

2. 情報分析事業

用水施設整備等事業と一体的な実施が見込まれること。

事業実施主体

- 1 用水施設整備等事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 情報分析事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に定める公募要領により、農村振興局長及び地方農政局長等が公募し、応じた者の中から事業実施主体として選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1. 用水施設整備等事業

- (1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。
- (2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

2. 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。

負担割合	事業主体	国	県	市町村	その他	備 考
用水施設整備等	用水施設整備等	1/2	1/2	—	—	県営（県保有水利権に係る環境用水等の調査、調整）
	〃	1/2	未定	未定	未定	県営（上記以外の調査、調整及び施設整備）※
	〃	1/2	未定	未定	未定	団体営（冬季湛水に係る調査、調整以外）
	〃	(定額)100%	—	—	—	県営、団体営（冬季湛水に係る調査、調整）
	情報分析	(定額)100%	—	—	—	公募団体（県、市町村、土地改良区、民間団体等）

※用水の取得・再生に係る施設整備のうち、冬期湛水に対応した施設整備による事業費増嵩分に対して促進費が交付される。（冬期湛水に対応した施設整備による事業費増嵩分の2/10相当）

別表

事　業　内　容
1 用水施設整備等事業
(1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備
ア 用水の需要調査
イ 試験通水等による協議、操作管理等調整
ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備
(2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備
ア 浄化水路整備
イ 曝気施設等の浄化施設整備
(3) 用水の利活用に必要な施設整備
ア 環境との調和に配慮した水路整備
イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
ウ その他用水の利活用に必要な施設整備
(4) 冬期湛水に資する調査、調整
2 情報分析事業
(1) 用水に関する分析
(2) 取水規定、財産、維持管理等の検討
(3) 費用便益分析